

第 2 期荒川区子ども・子育て支援計画（素案）【概要】

第 1 章 荒川区子ども・子育て支援計画策定の趣旨

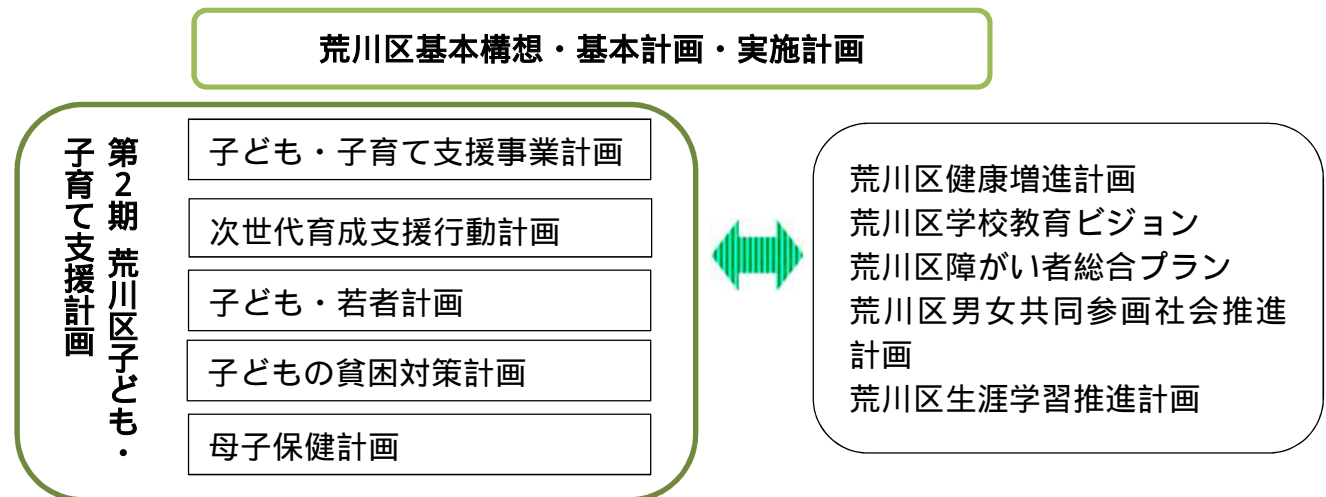
第 1 節 計画策定の背景（P. 2）

区では、平成 27 年度から子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、健やか親子 21 に基づく「母子保健計画」を一体とした「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定し、ライフステージを軸に切れ目ない支援を構築していくために、基本理念と 4 つの基本目標を設定し、施策の展開を図ってきました。

出産・子育てへの不安や孤立感を持つ保護者の増加や児童虐待、待機児童の発生、子どもの貧困など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しており、継続的な支援や各機関が連携した対応の必要性が高まっています。また、中途退学、若者無業者（ニート）やひきこもりなど、本人や家族だけでは解決できない困難を抱える若者への支援も求められています。

○そのため、区では、第 1 期計画に包含していた 3 つの計画に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を含んだ総合的な計画として、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、子どもの権利を守ることを基本として、子どもと子育て家庭に対する支援、子ども・若者の健全育成、児童虐待の未然防止と児童相談所の設置運営、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健、困難を抱える若者の支援などを一体的に盛り込んだ「第 2 期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定します。

第 2 節 計画の位置付け（P. 4）



第 3 節 計画期間（P. 5）

令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間とします。



第 4 節 計画の策定体制等（P. 5）

関係部署で構成する「荒川区子ども・子育て支援計画検討委員会」を設置し、検討しました。

第2章 荒川区における子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 人口の推移等 (P.6~)

待機児童数

<地域別>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南千住	6	24	41	6	8
荒川	6	14	30	8	8
町屋	7	18	25	14	8
尾久	18	41	43	37	10
日暮里	11	67	42	15	11
計	48	164	181	80	45

各年度4月1日現在

<年齢別>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1	54	35	12	0
1歳	47	89	94	49	45
2歳	0	21	48	19	0
3歳	0	0	4	0	0
4-5歳	0	0	0	0	0
計	48	164	181	80	45

各年度4月1日現在

第2節 人口推計 (P.28~)

18歳未満人口推計

○住民基本台帳人口を基準に令和2年以降の18歳未満人口を推計した結果、今後も18歳未満人口は増加し、令和7年には29,834人まで増加することが予測されます。



第3節 ニーズ調査結果 (P.35~)

○区の教育・保育サービスや子育て支援事業に関するアンケート調査を実施しました。

○未就学児 2,100人 回答数 1,313人 回収率 62.5%

○就学児 1,900人 回答数 1,246人 回収率 65.6%

第3章 第1期荒川区子ども・子育て支援計画の評価と今後の方向性

第1節 第1期計画の取り組みと評価（P. 64~）

第2節 第2期計画の推進に向けて（P. 80）

第2期荒川区子ども・子育て支援計画の方向性

- 待機児童の解消に引き続き努めるとともに様々な保育ニーズへの対応を図るため、保育施設が在宅育児家庭を含むすべての子育て世代が悩みや不安を気軽に相談することができる地域の子育て拠点として機能するよう整備を図っていきます。
- 区では、これまでの取組の上に、子どもと家庭の状況を見極める専門的な視点と予防的対応の充実を図り、児童相談所の設置と子どもに関わる各種事業、各種機関の連携強化を車の両輪として進める「新しい児童相談体制」を構築することとしています。
- 令和2年4月の荒川区子ども家庭総合センター（区児童相談所）の設置とともに、児童虐待の予防と子どもの権利擁護に重点的に取り組むため、第2期計画では新たに目標を設定し、関連事業の体系的な推進に取り組んでいきます。
また、家庭養育の推進や児童養護施設の誘致など社会的養護体制の充実を図っていきます。
- 子どもの貧困対策について、区では国に先駆けて、リスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し、支援に繋げるよう地域と一緒に子どもの居場所事業などに取り組んできました。改正子どもの貧困対策推進法を踏まえ、第2期計画に「子どもの貧困対策計画」を包含し、子どもの生活及びその取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。
- 発達障がいや発達に課題がある子どもへの支援については、ゆりかごプランや1歳6か月健診、3歳児健診を活用し、早期発見するとともに、関係各課や保育園・幼稚園・小学校等で情報共有・連携し、ライフステージに応じた支援を継続していく具体的な方策を検討していきます。
- 児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化やニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど子ども・若者の抱える問題が深刻化しています。第2期計画においては、子ども・若者育成支援の取組を盛り込み、「子ども・若者計画」を包含した計画とし、18歳以上の若者も対象として施策を推進していきます。

第4章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画

第1節 基本理念（P. 81）

未来の主役である子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、自立することを応援するための計画です。第2期計画においては、引き続き第1期計画の基本理念に掲げるものとします。

**みんなで支え合い 未来への夢と希望に満ちあふれた
子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ**

第2節 計画策定にあたっての基本目標（P. 81~）

(1) 計画策定にあたっての基本目標

計画の策定にあたり、第2章で示した現状及び第3章の第1期計画の評価と今後の方向性を踏まえ、第2期計画においては、区児童相談所を設置し、総合的な児童相談行政を区が担い、地域全体で切れ目ない一貫した相談・支援を行うことから、7つの基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援強化による養育環境の整備と生涯を通じた健康づくり

子育て世代包括支援センター機能整備により、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整えます。

妊娠期を、生涯を通じた健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを進めます。

基本目標 2 児童虐待の予防と子どもの権利擁護

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増している中で、そのような育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながります。

妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支える仕組みを身近な場から充実します。

基本目標 3 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、親子の愛着形成や、子どもの発育・発達を促すための支援を行います。

基本目標 4 子どもの生きる力と活動の支援

地域の中で、子どもが安心して過ごすことができる場所や、本来もっている力を存分に発揮し活躍できる場と機会を拡充するとともに、地域での活動に参加することを通じて、多世代と交流する機会を充実します。

地域社会の担い手の一員としての活動や多世代交流の体験を通じて、社会性、主体性、協調性などの生きる力を育むことを地域とともに支えます。

子どもの頃から地域で活動することや、地域との関わりをもつことで、地域に対する愛着を培い、地域社会で若者、大人、親へと成長し、地域の子どもの活動を支える立場として関わりを継続・循環していくことができる環境を整えます。

基本目標 5 支援が必要な子ども・家庭への支援

支援を必要とする子どもたちが地域社会で健やかに成長するには、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが不可欠です。

子育て家庭が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

基本目標 6 困難を抱える若者とその家族への支援

すべての子ども・若者は、年齢を重ねるごとに様々な課題を克服しながら成長していきます。しかし、個々の子ども・若者を取り巻く生活環境は異なり、それぞれの成長段階で本人やその家族だけでは解決できない困難な状況もあります。すべての子ども・若者が抱える抱えやすい困難を解決・低減することで、健やかに成長し、社会的自立をし、早期に社会の一員として活躍できるよう、様々な機関と連携を図ります。

基本目標 7 社会の一員として地域に貢献できる環境づくり

子育てしやすい社会を実現するためには、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が不可欠です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

第 3 節 計画の体系図（P. 83~）

第 4 節 荒川区子ども・子育て支援計画事業（P. 88~）

第5節 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと確保方策（P. 152~）

1 幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援拠点事業等の提供区域

- 幼児期の学校教育及び地域子ども・子育て支援事業のための区域は、広域利用等による提供体制を確保するため、1区域とします
- 保育及び地域子育て支援拠点事業のための区域は、身近な地域で利用できる提供体制を確保していくため、南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里の5区域とします。



2 子ども・子育て支援法に基づく量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 令和2年度から6年度までにおける、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（学童クラブ等）について、子ども・子育て支援法に基づく量の見込み、提供体制の確保内容（確保量）及びその実施の時期を設定します。

幼児期の学校教育

（人）

実施時期 （年度）		1年目 （令和2年度）	2年目 （令和3年度）	3年目 （令和4年度）	4年目 （令和5年度）	5年目 （令和6年度）
数 （量の見込み） 必要 利用定員 総	1号認定	1,782	1,753	1,679	1,636	1,606
	2号認定	283	278	265	259	255
	合計	2,065	2,031	1,944	1,895	1,861
	うち他の 市区町村の児童	137	137	137	137	137
確保量	1号認定	979	979	1,099	1,039	1,039
	2号認定					
	施設型給付を 受けない幼稚園	1,040	980	800	800	800
	他の市区町村	486	520	513	536	510
	合計	2,505	2,479	2,412	2,375	2,349
-		440	448	468	480	488

- 幼児期は、義務教育及びその後の教育の基礎を創る大切な時期であるため、遊びのなかでの興味や関心に沿った活動からそれらを活かした学びへ、さらには、学童期における教科等を中心とした学習への流れを意識して、教育内容や方法を充実させていきます。
- 区立幼稚園等は、預かり教育や幼小連携の事業のモデル実施を行うなど、区立幼稚園等のあり方を検討しながら運営を行っていきます。
- 私立幼稚園に対しては、引き続き教育環境の整備や事業の実施のための支援を継続していきます。

保育

(人)

実施時期 (年度)		1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
(量の見込み) 必要利用定員総数	2号認定	3,048	2,998	2,869	2,797	2,745
	3号認定 (0歳児)	382	387	393	401	411
	3号認定 (1・2歳児)	1,836	1,776	1,790	1,814	1,845
	計	5,266	5,161	5,052	5,012	5,001
確保量	2号認定	3,403	3,463	3,523	3,523	3,523
	3号認定 (0歳児)	540	546	546	546	546
	3号認定 (1・2歳児)	2,164	2,200	2,200	2,229	2,229
	計	6,107	6,209	6,269	6,298	6,301
-	2号認定	355	465	654	726	778
	3号認定 (0歳児)	158	159	153	145	135
	3号認定 (1・2歳児)	328	424	410	415	384
	計	841	1,048	1,217	1,286	1,297

○これまでの保育園整備により、当面は保育需要を満たすと想定しますが、引き続き、地域別・年齢別のニーズを適宜把握し、不足が生じる地域には認可保育園の新設等の対応を図っていきます。

○また、区における保育に関する現況と課題を踏まえ、保育施設が質の高い保育サービスの提供に向けて役割を果たしていくためには、全ての保育施設が協力・連携していく必要があります。そのために、これまでの連携体制に加え、拠点園を中心としたエリア単位で連携していく体制を構築し、連携強化、保育の質の向上、地域の子育て拠点としての支援等の取組を実施していきます。

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

(人)

実施時期 (年度)	1年目 (令和2年度)	2年目 (令和3年度)	3年目 (令和4年度)	4年目 (令和5年度)	5年目 (令和6年度)
量の見込み	1,657	1,705	1,764	1,810	1,832
確保量	1,695	1,795	1,835	1,835	1,835
-	38	90	71	25	3

○学齢児童数の増加等により、平成27年度以降、利用者数の増加が続いており、学童クラブを新設するなど供給体制の確保に取り組んでいます。今後も学童クラブの需要が増加傾向にある地域においては、引き続き供給体制の確保に努めていきます。